示す部分に限る。）、字大平二一五〇の一一、二一五〇の一四、二一五〇の一五、二一五一の二、字東松二一三六の二、二一三七の二・字滑瀧二　二一三八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、飯豊町大字小白川字沼沢二二七九の一八、三二七九の二三、字古室二三〇二の五、字高野山三三八六の三、大字小坂字萱之沢五九三の一から五九三の三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市大字入田沢字小荒沢一六三八の三、一六三八の六から一六三八の一二まで、一六三八の一七から一六三八の二三まで、字白夫沢一六四三の七から一六四三の一〇まで、一六四三の一五から一六四三の一八まで、一六四三の二〇、一六四三の九七、字脇ノ沢一六四八の三から一六四八の五まで、一六四八の二〇、大字口田沢字三ツ森三一一三の七（次の図に示す部分に限る。）、三一一七、三一一八、字半助沢三一一五、三一一五の一から三一一五の三まで、三一一五の五、三一一五の六、三一一五の一〇から三一一五の一四まで、万世町梓山字上菅五四八五（次の図に示す部分に限る。）、西置賜郡白鷹町大字黒鴨字淀山二　二一九五の一、二一九五の二、字淀山二　二一九六の一一から二一九六の八まで、字松倉二一九七の一（次の図に示す部分に限る。）、二一九七の二から二一九七の四まで、字姥倉一　二一〇九の一、字姥倉二　二二一〇の一、二一一〇の三、字手鑓澤一　二二一一の一から二一一一の三まで、字手鑓澤二　二一一一、字鼻撫二一一三の二、二一一三の三、飯豊町大字高峰字当道四一〇一、字大清水四一〇九、字内山三九四九、三九五六、三九五八から三九六三まで、三九六八、三九六九、三九七〇の一、三九七〇の二、三九七一の一、三九七一の二、三九七四、大字小白川字畑山三一一五の一から三一一五の一一まで、字長面山三一四三の一から三一四三の三まで、大字手ノ子字鶴ヶ谷地二三一三六の二、二三一七の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小荒沢一六三八の七、一六三八の九、一六三八の一一、一六三八の一九

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに米沢市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百六十八号

運輸審議会1般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十四年二月十五日

国土交通大臣　前田　武志

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平24第9001号	混雑空港運航許可	スカイマーク株式会社	申請混雑空港　関西国際空港
平24第9002号	混雑空港運航許可	エアアジア・ジャパン株式会社	申請混雑空港　成田国際空港

○国土交通省告示第百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事及び一般国道7号改築工事（大館西道路）（秋田県大館市商人留字横道下地内から同市商人留字谷地中地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　秋田県大館市商人留字横道下、字野崎及び字谷地中地内

2　使用の部分　秋田県大館市商人留字横道及び字野崎地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県大館市釈迦内字家下地内の大館北インターチェンジ（仮称）から同県鹿角郡小坂町小坂字田沢地内の小坂ジャンクション（仮称）までの延長約15.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事及び一般国道7号改築工事（大館西道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事」（以下「本件日沿道事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、「一般国道7号改築工事（大館西道路）」（以下「本件大館西道路事業」という。）は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、また、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件大館西道路事業に係る区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道（以下「日沿道」という。）は、新潟市を起点とし、村上市、鶴岡市、酒田市、秋田市等を経て青森市に至る延長約440kmの路線であり、一般国道7号は、新潟市を起点とし、酒田市、秋田市、能代市、大館市等を経て青森市に至る延長約550kmの主要幹線道路である。

日沿道及び一般国道7号が通過する秋田県の県北地域（以下単に「県北地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としては、はなみょうが、うど等の栽培、畜産品としては、比内地鶏の生産が行われており、これらの農畜産品は、東北地方、関東地方等に出荷されている。

また、県北地域には、世界遺産である白神山地、特別名勝に指定されている十和田湖等の観光資源があり、県内外から多くの観光客が訪れている。

本件区間とおおむね並行し、県北地域における物流や観光を担う主要幹線道路として一般国道7号、一般国道103号等（以下「一般国道7号等」という。）があるが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。